

T-six 利用規約約款

第1章 総則

第1条（利用者規約）

1. この利用者規約は、株式会社 Xist（以下「Xist」といいます）が提供する T-six と呼ぶオンラインサービス（以下「サービス」といいます）を、第5条所定の利用者（以下「利用者」といいます）が利用するについての一切に適用します。
2. 当サービスは塾向けスケジュール作成ソフトウェアサービスをネットワーク経由で提供するものであり利用者の塾に通う生徒と教師のスケジュールをマッチングさせることを主目的とした製品です。

第2条（本規約の範囲）

1. Xist が利用者に対して発する第4条所定の通知は、この利用者規約の一部を構成するものとします。
2. Xist が、この利用者規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「ご利用上の注意」等で規定する各サービスの利用上の決まりおよびその他の利用条件等の告知（以下、併せて「利用規約等」といいます）も、名目の如何にかかわらず、この利用者規約の一部を構成するものとします。
3. この利用者規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の変更）

1. Xist は、本規約の変更の必要があるときは、利用者の方の了承を得ることなく、民法等の規定に定める内容に従い、この利用者規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の利用者規約によります。
2. 変更後の利用者規約については、Xist が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条（Xist からの通知）

1. Xist は、オンライン上の表示その他 Xist が適当と判断する方法により、利用者に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、Xist が当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第2章利用者

第5条（利用者）

1. 利用者とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) Xist にサービスへの利用を申し込み、Xist がこれを承認した個人。
 - (2) Xist にサービスへの利用を申し込み、Xist がこれを承認した法人または団体等。
2. 利用者は、別途 Xist が定める規定の書式により T-six 利用申し込みを行い、Xist が利用を承認した時点で、この利用者規約の内容を承諾しているものとみなします。

第6条（利用の承認）

1. Xist は、別途定める方法にて利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認します。
2. 利用に必要な審査・手続等が全て完了するまでの期間であっても、利用申込をした者（利用申込の対象者となる者を含み、以下「利用申込者」といいます。）は、本サービスの機能の一部を利用することが出来ます。但し、このことは Xist が利用を承認したこととはみなされません。

第7条（利用の不承認）

1. Xist は、審査の結果、利用申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の利用を承認しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が実在しないこと。
 - (2) 利用申込者およびその実質的な運営者が過去に弊社が行うサービス等に関して、利用者規約の違反等によりペナルティーを受けたことがあること。
 - (3) 利用申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと。
 - (4) 利用申込をした時点でサービスの利用料金の支払を怠っていることまたは過去に支払を怠ったことがあること。
 - (5) 利用申込の際に決済手段として当該利用申込者が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること、または Xist の指定する集金代行会社が当該利用申込者との集金払契約の締結を拒否したこと。
 - (6) 利用申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであること。
 - (7) 利用申込者またはその役員、実質的な運営者が反社会的勢力であること、もしくは、反社会的勢力に協力する者であること。
 - (8) Xist の業務の遂行上または技術上支障があるとき。
2. 前項により Xist が利用の不承認を決定するまでの間に、当該利用申込者がサービスを利用したことにより発生する利用料その他の債務（オンラインショッピング等サービスを

利用することで Xist 以外の他者に対して発生した債務の内、Xist が当該債権の代理回収を行うものも含まれます。以下同じとします。) は、当該利用申込者の負担とし、当該利用申込者は第 4 章の規定に準じて当該債務を履行するものとしします。

第 8 条 (譲渡禁止等)

利用者は、利用者として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供したりする等の行為はできないものとしします。

第 9 条 (変更の届出)

1. 利用者は、住所、クレジットカードの番号もしくは有効期限、その他 Xist への届出内容に変更があった場合には、速やかに Xist に所定の方法で変更の届出をするものとしします。なお、戸籍上あるいは登記上の変更等 Xist が承認した場合を除き、Xist に届け出た氏名、法人名、団体名等を変更することはできないものとしします。
2. 前項届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、Xist は一切その責任を負いません。

第 10 条 (一時休会)

Xist が別途定める場合を除き、利用者は、Xist に所定の方法で届出をすることにより、サービスの利用を一時的に休会することができます。休会の期間等の条件は Xist が別途定めるものとしします。

第 11 条 (利用者からの解約)

1. 利用者がサービスの利用を解約する場合は、サービスの利用を中止する 3 ヶ月前までに書面にて Xist に届け出るものとしします。Xist は、既に受領した利用料その他名目の如何を問わず受領した金員の返還は一切行いません。
2. 利用者が個人の場合、利用者資格は一身専属性のものとしします。Xist は当該利用者の死亡を知り得た時点をもって、前項の届出があったものとして取り扱います。
3. 本条による解約の場合、前項による解約を除き利用者は解約の届け出を行った日付を含む月から 3 ヶ月間はサービスを利用することができ、サービスを利用するしないにかかわらずその間の毎月の利用料その他の債務の履行は第 4 章に基づきなされるものとしします。

第 12 条 (設備等)

利用者は、サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、サービスが利用可能な状態に置くものとしします。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由してサービスに接続するものとしします。

第3章 利用者の義務

第13条 (利用者認証情報の管理責任)

1. ID (メールアドレス、特定のサービスの利用のために Xist が付与する IP アドレス等を含みます。以下同様とします。) および ID と組み合わせるパスワードその他の記号等がある場合は、ID とその記号等との組み合わせであって、利用者のインターネット接続サービスまたはその他のサービスを利用する権利が認識されるのに足りる情報を、この利用者規約において「アカウント」といい、アカウントを用いてサービスの利用権限が確認されることを「ログイン」といいます。
2. 利用者は、自己の設定したパスワード等アカウントを失念した場合は直ちに Xist に申し出るものとし、Xist の指示に従うものとします。
3. 利用者は、自己のアカウントおよびログインを条件とするサービスを利用する権利を、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないものとします。利用者のログインがなされたサービスの利用やそれに伴う一切の行為は、本項に反してなされた他者によるサービスの利用やそれに伴う一切の行為 (利用者自身が関与せずに他者によってログインがなされる使用環境となっている場合を含みます。) も含め、他者による本サービスの利用が利用者自身の許諾行為であるか否かを問わず、利用者による利用および行為とみなします。
4. 利用者のアカウントを利用して利用者とは他者によって同時に、または他者のみによってなされた接続等の機能および品質について、Xist は一切責任を負いません。
5. 利用者は、自己の ID、パスワードを含むアカウントの管理について一切の責任をもつものとします。Xist は、利用者のアカウントが他者に使用されたことによって当該利用者が被る損害については、故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。利用者は、自己のアカウントによるサービスの利用 (本条3項に該当する他者による利用も含みます) にかかわる利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

第14条 (自己責任の原則)

1. 利用者は、利用者によるサービスの利用とそのサービスを利用してなされた一切の行為 (前条により、利用者による利用または行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします。) とその結果について一切の責任を負います。
2. 利用者は、サービスの利用に伴い、他者 (国内外を問いません。また、利用者に限られません。以下同様とします。) から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 利用者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもつ

て処理解決するものとします。

4. 利用者は、サービスの利用により Xist または他者に対して損害を与えた場合（利用者が、この利用者規約上の義務を履行しないことにより他者または Xist が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第15条（手続）

利用者はサービスを利用する際は、事前に個々のサービスごとに定められた所定の手続を経るものとします。

第16条（私的利用の範囲外の利用禁止）

1. 利用者は、Xist が承認した場合（当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、Xist を通じ当該第三者の承諾を取得することを含みます。）を除き、サービスを通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、画面、ソフトウェア等（以下、併せて「データ等」といいます。）も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。
2. 利用者は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

第17条（目的外利用の禁止）

1. 利用者は、サービスを使用してサービスが目的とする業務以外の業務にサービス（塾以外のスクール事業におけるスケジュール管理、本サービスの利用そのものを商用利用するような事業、パソコン教室等におけるスケジュール管理レクチャーのための講座での本サービスの使用等）を利用すること（以下「目的外利用」といいます）はできません。
2. 前項にかかわらず、Xist が別途承認した場合は、利用者は承認の範囲内で目的外利用を行うことができるものとします。

第18条（その他の禁止事項）

第16条および第17条の他、利用者はサービス上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) Xist もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。

- (8) サービスによりアクセス可能な Xist または他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (9) 他者になりすましてサービスを利用する行為。
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為。
- (11) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。
- (12) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (13) 他者の設備またはサービス用設備(Xist がサービスを提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。)に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。
- (15) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為。
- (16) 上記各号の他、法令、この利用者規約もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、サービスの運営を妨害する行為、Xist の信用を毀損し、もしくは Xist の財産を侵害する行為、または他者もしくは Xist に不利益を与える行為。
- (17) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

第4章 利用金及び利用料金

第19条 (サービスへの利用金及びサービスの利用料)

1. 利用者は、本サービスを申し込んだ場合、Xist が別途定めた本サービス利用料金およびこれらにかかる消費税相当額を当社が第20条に定める方法で Xist に支払うものとします。また、支払時に発生する振込み手数料等の履行費用は、利用者の負担となります。
2. Xist が定める方法で本サービス利用料金を利用者に2ヶ月前に通知することにより改定できるものとします。ただし、消費税を含む税金に関しては、改正があれば施行日より通知無く変更するものとします。
3. 本サービスの利用料金は、本サービス料金および付随するサービスも含み、毎月発生する固定額(以下固定料金という)は、前払いとします。また利用者の利用内容により変動する料金(以下変動料金という)に関しては毎月末締め翌月25日払いとします。

第20条（決済手段）

利用者は利用料その他の債務を利用者ごとに Xist が承認した以下のいずれかの方法で履行するものとします。

- (1) Xist の指定する銀行口座に振り込む方法。
- (2) クレジットカードによる支払。Xist が承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約にもとづき支払う方法。但し、この場合カードの名義とサービスの決済者名義が同一であることを条件とします。
- (3) 集金代行会社による支払。Xist の指定する集金代行会社と自動振替契約を締結することにより支払う方法。
- (4) その他 Xist が定める方法による支払。

第21条（決済）

1. Xist は毎月1日をもって翌月に各IDについて発生するであろう利用料その他の債務の額を締めこれを集計し、月末に翌月分を前納する形で支払を求めます。
2. Xist は前項に基づき算出された金額およびこれにかかる消費税相当額等を、各利用者の決済手段に従って各利用者、カード会社または集金代行会社等にそれぞれ請求するものとします。
3. 利用者は各自の決済手段により、Xist、クレジットカード会社、集金代行会社等で別途定める支払条件に従い、支払を行うものとします。
4. 利用者と当該クレジットカード会社、集金代行会社等の間で料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、Xist は一切の責任を負わないものとします。
5. 仮に前納された月額使用料が過大または過少であった場合には、Xist はその差額を翌月代金から相殺または上乗せして請求します。
6. Xist の責によらない理由で利用停止となった場合には、当月を含む3か月分の代金の払い戻しは行いません。ただし、利用停止後4か月分からの代金は請求を行いません。

第22条（延滞利息）

1. 利用者が利用料その他の債務を、支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、利用者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、Xist が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
2. 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該利用者の負担とします。

第5章運営

第23条 (XistによるIDの一時停止等)

1. Xistは、以下のいずれかの場合は、当該利用者の上承を得ることなく、当該利用者に付与したIDの使用を停止することがあります。
 - (1) 電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合。
 - (2) 利用者宛てに発送した郵便物がXistに返送された場合。
 - (3) 上記各号の他、Xistが緊急性が高いと認めた場合。
2. Xistが前項の措置をとったことで、当該利用者がサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、Xistは責任を負いません。

第24条 (データ等のバックアップ)

1. 利用者がXistの提供するサービス用設備に登録したデータ等は、サービス毎に定める方法で、利用者自身がバックアップを取るものとします。
2. Xistは、定期的にサービス用設備等の保守を目的に、サービス用設備に登録されている全ての利用者のデータ等を一括してバックアップしますが、これを利用して利用者個別の要請に基づくデータ等の復旧を行うことはありません。
3. 前項のバックアップを行う場合は、その都度第4条に基づき当該サービスを利用する利用者に通知します。

第25条 (サービスの内容等の変更)

Xistは、利用者への事前の通知なくしてサービスの内容・名称を変更することがあります。

第26条 (サービスの一時的な中断)

1. Xistは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的にサービスを停止することがあります。
 - (1) サービス用設備等の保守を定期的にはまたは緊急に行う場合。
 - (2) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合。
 - (5) その他、運用上または技術上サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。
2. Xistは、前項各号のいずれか、またはその他の事由によりサービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する利用者または他者が被った損害について、この利用者規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第27条 (損害賠償)

1. 不可抗力によってサービスの提供が出来なくなった場合は、利用不能となった当月に限ってサービスを中断した期間に応じて月額利用料を日割りで返還する方法によって賠償に応じます。
2. Xist の責に帰すべき事由(前条第1項第1号および第5号の場合はこれに該当しないものとみなします。)により、利用者がサービスを一切利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)に陥った場合に関しては、前項に加えてその同額を賠償金として支払うことで賠償を行います。
3. 前2項において、利用不能となった月の翌月以降も利用不能状態が継続した場合には、利用不能となった月の料金は徴収しません。また引き落としによって既に利用不能となっている月の料金がすでに徴収されている場合、Xist は速やかに該当料金を返還します。
4. 重過失時の取り扱いに関しては、規定の適用は無いものとします。

第28条 (免責)

1. Xist は Xist が提供するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任をも負いません。
2. Xist は、サービス用設備等の障害により利用者がサービス用設備に蓄積したデータ等が消失(利用者の責による消失は除きます。)した場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失に伴う利用者または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
3. サービスの内容は Xist がその時点で提供可能なものとし、利用者に対する Xist の責任は、利用者が支障なくサービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとします。第23条、第26条および第1項ならびに第2項の他、はサービスの利用により発生した利用者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)、およびサービスを利用できなかったことにより発生した利用者または他者の損害に対し、この利用者規約で特に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第29条 (サービスの提供の中止)

1. Xist はオンライン上に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。
2. Xist はサービスの提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う利用者または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第30条 (Xist による利用者資格の停止)

1. 利用者が次のいずれかに該当する場合は、Xist は第31条に定める通告規定に基づき、IDの使用を一時停止とし、または契約解除することができるものとします。また、Xist

は、第1項各号に定める措置を講じた場合、利用者に損害等が発生したとしても、責任を負わないものとします。

- (1) 第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
- (2) サービスの利用料等その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合。
- (3) クレジットカード会社、集金代行会社等により利用者の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止させられた場合。
- (4) 利用者に対する仮差押え、差押え、民事再生、破産又は会社更生の申し立てがあった場合。
- (5) 第16条ないし第18条の禁止事項に反した場合。
- (6) その他 Xist が利用者として不適当と判断した場合。

2. 前条第1項第5号または前項により契約解除とされた利用者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等 Xist に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

3. 利用者がIDを複数個保有している場合において、当該IDのいずれかが前条第1項第5号または第1項により、使用の一時停止または契約解除の対象となったときは、Xist は、当該利用者が保有する他のすべてのIDの使用を一時停止とし、または契約解除することができるものとします。

4. 利用者が第18条各号または第1項各号のいずれかに該当することで、Xist が損害を被った場合、Xist は契約解除または当該IDの一時停止の有無にかかわらず、当該利用者に被った損害の賠償を請求できるものとします

第31条（利用者規約違反等への対処）

1. 前条に定める規定違反が判明した場合には、Xist は利用者に通告を行い（以下、違反通告という）、通告回数に応じて第2項、第3項、第4項に定める規定によって対処を行います。
2. 通告が1回行われた場合は、事実関係の確認のために Xist から行われる調査に対し、利用者は情報開示等で協力する義務を負います。
3. 通告が2回行われた場合は、規約違反等が解決されたことが Xist によって確認できるまで、本サービスを停止することが出来ます。
4. 通告が3回行われた場合は、Xist から何ら事前通達を行うことなく本契約を解除するものとします。
5. 利用者の責によって月途中で本サービスの利用が停止となった場合であっても、当該月および翌月分の月額使用料の返還は行いません。

第6章サービス

第32条（利用上の制約）利用者は、サービス毎に、利用できるオプション等の種類に制約を受ける場合があることを了承します。

第33条（オンラインサポートサービス）

1. 利用者は、サービスを利用する上で、オンラインサポートサービスと呼ぶ Xist のサポートエンジニアによるオンラインサービス（以下「当サービス」といいます）を受けることができます。
2. 当サービスの内容は次の通りとし、このサービスの料金は第4章の利用料金に含まれるものとします。
 - (1) 電話での問い合わせに対する対応
 - (2) 最新ソフトウェアへの交換および交換作業
 - (3) 郵便番号辞書の最新版への交換および交換作業
 - (4) セットアップ作業
 - (5) その他オンライン接続による運用サポート
3. 利用者は、当サービスを受けるために、必要に応じて別途 Xist が案内するオンライン接続用ソフトウェアを自己の費用と責任において準備し、当サービスが可能な状態に置くものとします。
4. Xist は、当サービスに起因する利用者の逸失利益や第三者から利用者に対してなされた賠償請求に基づく損害については、一切責任を負わないものとします。
5. Xist は、第7章の利用者情報・通信の秘密に関する各条の定めに従って当サービスを実施するものとします。

第34条（他ネット利用）

1. 利用者は、サービスを経由して、Xist 以外の第三者のコンピュータやネットワーク（以下「他ネット」といいます。）を利用する場合において、その管理者から当該他ネットの利用に係わる注意事項が表示されているときは、これを遵守し、その指示に従うとともに、他ネットを利用して第18条各号に該当する行為を行わないものとします。
2. Xist は、サービス経由による他ネットの利用に関しいかなる責任をも負いません。
3. 本サービスに付帯して利用することが可能なすべての web サービスの利用においても、第14条（自己責任の原則）が適用されるものとします。

第7章利用者情報・通信の秘密

第35条（利用者情報）

1. Xist は、利用者の利用者情報（以下「利用者情報」といいます。）を、別途オンライン上に掲示する「利用者情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. Xist は、利用者情報を、以下の目的のために利用します。

- (1) サービスを提供すること。
 - (2) 個々の利用者に有益と思われる Xist のサービス等の案内を、利用者がアクセスした Xist のウェブその他利用者の端末装置上に表示し、または電子メールもしくは郵便等により送付すること。なお、利用者は、Xist に届け出ることにより、これらの利用を中止させたり、再開させたりすることができます。
 - (3) 利用者から利用者情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付すること。
 - (4) その他利用者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. Xist は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で利用者情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 4. Xist は、利用者情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（画面上それらを明示し、利用者が拒絶する機会を設けることを含みます。）を行わない限り、第三者に利用者情報を開示、提供しないものとします。
 5. Xist は、利用者の端末を特定する目的で、ブラウザ上に情報を保存する仕組み（以下 cookie と呼ぶ）を設定することがあります。Xist は、cookie と特定のサービスの利用のための ID 等との組み合わせによって特定された利用者のサービスの利用状況を利用者情報として取り扱います。
 6. 第 4 項にかかわらず、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、Xist は、当該処分の定める範囲で利用者情報を開示することがあります。
 7. 第 4 項にかかわらず、利用者によるサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には、Xist は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関または取引先等に利用者情報を開示することがあります。
 8. 利用者は、自らの利用者情報をサービスを利用して公開するときは、第 14 条（自己責任の原則）、第 28 条（免責）第 2 項および第 3 項が適用されることを承諾します。
 9. Xist は、利用者の利用者情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、Xist は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第 36 条（通信の秘密）

1. Xist は、電気通信事業法第 4 条に基づき、利用者の通信の秘密を守るものとします。
2. 刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、Xist は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 利用者によるサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と

認められた場合には、Xist は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関または取引先等に開示することができ、その限りにおいて第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

4. Xist は、利用者のサービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、Xist は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第 8 章 その他

第 37 条(専属的合意管轄裁判所)

利用者と Xist の間で訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を利用者と Xist の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 38 条(準拠法)

この利用者規約に関する準拠法は、日本法とします。

附則 1.この利用者規約は 2015 年 5 月 1 日から実施します。

【All Rights Reserved. Copyright(c). 2014. Xist Co., Ltd. T-six 利用規約約款】